

広域延長給付の措置について



報道関係者 各位

平成 23 年 9 月 27 日

【照会先】

職業安定局 雇用保険課

課 長 土田 浩史

調 査 官 小澤 時男

課長補佐 吉村 紀一郎

(代表電話) 03(5253)1111

(内線:5761、5763)

(直通電話) 03(3502)6771

被災 3 県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域などで雇用保険の給付日数を再延長 ～10 月 1 日以降、さらに 90 日分を延長～

厚生労働省は、雇用保険法第 25 条(広域延長給付)の規定に基づき、震災被害が大きく特に雇用情勢が厳しい、被災 3 県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域などの市区町村に住む求職者に対して、雇用保険の給付日数を 90 日分延長します。期間は平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までです。

現在、雇用保険では、東日本大震災による離職者に対して最大 120 日分延長して支給する特例措置を実施していますが、10 月中旬から支給終了となる人が出始めます。

厚生労働省では、雇用保険の支給終了者に対しては、復興事業などによる雇用創出、雇用創出基金事業、被災者雇用開発助成金の活用によるハローワークにおけるマッチングなどによって、雇用の場を提供していくことが第一であると考えています。しかし、特に被害が大きく復興に時間を要する地域では、雇用保険の支給終了者が新たな職に就くことが難しいと想定されるため、今回の措置をとるものです。

措置の概要

雇用保険法の「広域延長給付」の要件に合致していることから、特に雇用情勢が厳しく就職が困難な地域として、被災 3 県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域などを指定し、指定地域に居住し、広域的な求職も視野に入れた活動^(※)を行う求職者に対し、給付期間の延長を行います。

※：地元での求職活動を優先する場合も対象

延長日数

90 日

指定地域

被災 3 県の沿岸地域および原発の警戒区域・計画的避難区域の市区町村が対象

○岩手県

洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、遠野市、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市

○宮城県

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、大郷町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市宮城野区、仙台市若林区、名取市、岩沼市、亶理町、山元町

○福島県

新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、田村市、川内村、楡葉町、広野町、いわき市

指定期間

平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで

・別添(指定地域の地図)

(※)太線内の地域が指定地域



○厚生労働省告示第三百五十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第一項の規定に基づき、次に掲げる地域について、同項の措置を講ずることを決定する。この場合において、当該措置を講ずべき同項の指定する期間は、平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までとする。

平成二十三年九月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

岩手県

釜石公共職業安定所の管轄地域

宮古公共職業安定所の管轄地域

大船渡公共職業安定所の管轄地域

久慈公共職業安定所の管轄地域

宮城県

仙台公共職業安定所の管轄地域のうち仙台市宮城野区及び若林区の区域、名取市の区域、岩沼市の区域並びに亘理郡亘理町及び山元町の区域

石巻公共職業安定所の管轄地域

塩釜公共職業安定所の管轄地域

気仙沼公共職業安定所の管轄地域

福島県

福島公共職業安定所の管轄地域のうち伊達郡川俣町の区域

平公共職業安定所の管轄地域

郡山公共職業安定所の管轄地域のうち田村市の区域

相双公共職業安定所の管轄地域

○厚生労働省告示第三百五十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第二項の規定に基づき、昭和五十三年労働省告示第三十五号（雇用保険法第二十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域）の全部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

雇用保険法第二十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

全国（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第一項の規定に基づき指定する雇用保険法第二十五条第一項の規定に基づき広域延長給付の措置を決定する件（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十八号）に掲げる地域を除く。）

参照条文

◎ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（広域延長給付）

第二十五条 厚生労働大臣は、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域について、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための計画を作成し、関係都道府県労働局長及び公共職業安定所長に、当該計画に基づく広範囲の地域にわたる職業紹介活動（以下この条において「広域職業紹介活動」という。）を行わせた場合において、当該広域職業紹介活動に係る地域について、政令で定める基準に照らして必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、公共職業安定所長が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であると認定する受給資格者について、第四項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する措置を決定することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

- 2 前項の措置に基づく基本手当の支給（以下「広域延長給付」という。）を受けることができる者が厚生労働大臣の指定する地域に住所又は居所を変更した場合には、引き続き当該措置に基づき基本手当を支給することができる。
- 3 公共職業安定所長は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であるかどうかを認定するときは、厚生労働大臣の定める基準によらなければならない。
- 4 広域延長給付を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に第一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

第二十六条 前条第一項の措置が決定された日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した受給資格者であつて、その移転について特別の理由がないと認められるものには、当該措置に基づく基本手当は、支給しない。

- 2 前項に規定する特別の理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

◎ 雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（抄）

（法第二十五条第一項 の政令で定める基準及び日数）

第六条 法第二十五条第一項の政令で定める基準は、同項に規定する広域職業紹介活動に係る地域について、第一号に掲げる率が第二号に掲げる率の百分の二百以上となるに至り、かつ、その状態が継続すると認められることとする。

- 一 毎月、その月前四月間に、当該地域において離職し、当該地域を管轄する公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした初回受給者（その受給資格に係る離職後最初に基本手当の支給を受けた受給資格者をいう。次号及び次条第一項において同じ。）の合計数を、当該期間内の各月の末日において当該地域に所在する事業所に雇用されている被保険者（法第四条第一項に規定する被保険者のうち、法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者、法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者以外のものをいう。同号及び次条第一項において同じ。）の合計数で除して計算した率
 - 二 毎年度、当該年度の前年度以前五年間における全国の初回受給者の合計数を当該期間内の各月の末日における全国の被保険者の合計数で除して計算した率
- 2 法第二十五条第一項の措置が決定された場合において、当該措置に係る地域に近接する地域（同項に規定する広域職業紹介活動に係る地域に限る。）のうち、失業の状況が前項の状態に準ずる地域であつて、他の地域において職業に就くことを希望する受給資格者で法第二十四条第一項に規定する所定給付日数（法第三十三条第三項又は第五十七条第一項の規定に該当する者については、法第三十三条第四項又は第五十七条第三項の規定により読み替えられた法第二十四条第一項に規定する所定給付日数）に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わるまでに職業に就くことができないものが相当数生じると認められるものは、法第二十五条第一項に規定する基準に該当するものとみなす。
- 3 法第二十五条第一項の政令で定める日数は、九十日とする。